

「三木市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」についての意見を募集

三木市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づく三木市空家等対策計画を策定し、空家対策を総合的かつ計画的に実施していくこととしていますが、これに合わせて法との整合性を確保するため、「三木市空き家等の適正管理に関する条例」を改正することとします。

つきましては、「三木市空き家等の適正管理に関する条例」の一部を改正するに当たり、市民の皆様から、この改正案に対するご意見やご提案を募集します。

1 募集期限 令和2年1月24日（金）（必着）

2 閲覧場所

- 三木市ホームページ（生活環境課ページ）
- 閲覧場所 ・市役所2階生活環境課 ・市役所3階情報公開コーナー
・吉川支所市民生活課 ・各市立公民館

3 意見を提出できる者

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に所在する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) その他市民意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

4 意見の提出方法及び提出先

意見提出用紙に住所、氏名、電話番号を記入し、市役所2階生活環境課窓口または吉川支所市民生活課窓口を持参するか郵送、FAX、電子メール、吉川支所及び各市立公民館の「市民の声の箱」へ直接投函して提出してください。

5 提出された意見の取扱い

募集期間の終了後、市の見解とともにホームページ等により一定期間公表（氏名等は非公開）します。提出された意見に対して、個々の回答はしません。

問い合わせ先 三木市市民生活部生活環境課
電話 0794-82-2000（内線 2381）
FAX 0794-82-9792 メール publiccomment@city.miki.lg.jp
〒673-0492 三木市上の丸町 10-30